# 防火管理が義務付けられている防火対象物

## 特定防火対象物

収容人員が30人以上のもの

政令別表第1に掲げる防火対象物の項別区分と防火対象物の用途					
(1)項	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場			
	П	公会堂、集会場			
(2)項	イ	キャハ゛レー、カフェー、ナイトクラフ゛等			
	П	遊技場、ダンスホール			
	/\	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)等			
	=	カラオケホ゛ックス、個室漫画喫茶、ネットカフェ、テレクラ、個室ビデオ等			
(3)項	イ	待合、料理店等			
	П	飲食店			
(4)項		百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場			
(5)項	イ	旅館、ホテル、宿泊所等			
(6)項	イ	病院、診療所、助産所			
	Л	老人福祉施設、有料老人ホーム((6)項ロに該当するものを除く。)、障害福祉サービス事業を行う施設等			
	=	幼稚園又は特別支援学校			
(9)項	イ	蒸気浴場、熱気浴場等			
(16)項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部に前各項の用途部分を含むもの			
(16の2)項		地下街			

### 収容人員が10人以上のもの

政令別表第1に掲げる防火対象物の項別区分と防火対象物の用途					
(6)項	П	主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症高齢者グループホーム等			
(16)項	イ	(6)項 <b>ロの用途が存するもの</b>			
(16の2)項		(の)項ロの用述が行りのもの			

## 非特定防火対象物

### 収容人員が50人以上のもの

政令別表第1に掲げる防火対象物の項別区分と防火対象物の用途				
(5)項	П	寄宿舎、下宿、共同住宅		
(7)項		学校		
(8)項		図書館、博物館、美術館等		
(9)項	П	公衆浴場(蒸気浴場、熱気浴場等は除く)		
⑴項		車両の停車場、船舶又は航空機の発着場		
(11)項		神社、寺院、協会等		
(12)項	イ	工場、作業場		
	П	映画スタジオ、テレビスタジオ		
(13)項	イ	自動車車庫、駐車場		
	П	航空機の格納庫		
(14)項		神社、寺院、協会等		
(15)項		事務所等((1)項から(14)項までに該当しない事業場)		
(16)項	П	複合用途防火対象物のうち、特定用途部分を含まないもの		
(17)項		重要文化財等		

対象物	面積等
新築の工事中の建築物 (電気工事等の工事中)	地階を除く階数が11以上かつ 延べ面積10,000㎡以上
	延べ面積50,000㎡以上
	地階の床面積の合計5,000㎡以上
建造中の旅客船 (浸水後で艤装中)	甲板数11以上